

奄美大島からは果物などの 持ち出しが規制されています!!

奄美大島では、現在、果物などを加害する害虫であるミカンコミバエが発生しています。そのため、奄美大島からのミカンコミバエの寄生する可能性のある果物などの持ち出しは、法律により規制※されています。

- ※①本虫が確認された地点から5km内（特定移動制限区域）の果実などは、島外への持ち出しが禁止されます。
②特定移動制限区域以外の果実などは、植物防疫官により本虫の付着の恐れがないことが確認できたもののみ、島外への持ち出しが可能となります。



ミカンコミバエとは

幼虫（白っぽい虫）が果実に寄生すると腐敗・落下し、ひどい場合には収穫皆無となります。

※ミカンコミバエは、人や動物に害はありません。

現在持ち出しが規制されている果物の例



スモモ



マンゴウ



パッションフルーツ

奄美大島から持ち出しが規制されている主な果物など

アセロラ	イチジク	イチゴ	カキ
黄色いバナナ	かんきつ類	ゴレンシ	スモモ
トマト	ドラゴンフルーツ	ナシ	ナス
パッションフルーツ	パパイヤ	バンジロウ	バンレイシ
ピーマン	ブドウ	マンゴウ	モモ
リュウガン	リンゴ		

詳しくは下記へお問い合わせください

横浜植物防疫所	045-285-7135	門司植物防疫所	093-321-2809
名古屋植物防疫所	052-659-1357	〃 名瀬支所	0997-52-0459
神戸植物防疫所	078-389-5320	那覇植物防疫事務所	098-868-1679